

令和8年度大学連携研究プロジェクト業務  
に係る委託仕様書

1 事業の趣旨

実施要領「1 業務の概要」のとおり

2 委託業務内容

(1) 研究のテーマ

企画提案者は、下表に記載のテーマの中からいずれか1つを選択し、研究を行う。

番号	テーマ	テーマの概要
①	ネイチャーポジティブ経済	本県が進める生物多様性の保全および自然資本の利用を持続可能にする社会経済を実現するための研究を行う。
②	健康しが	本県が進める健康しがの取組に関連し、健康寿命の延伸や現役世代における健康促進につながる具体的な研究テーマを設定した研究を行う。

※ 採択件数は審査会における審査により決定されるため全てのテーマで提案が採択されるとは限らない。

※ 複数の研究テーマを選択することはできない。

※ その他を選択した場合は、企画提案書において明確に現状における課題や県の施策との関連、目指す社会像について設定すること。

(2) 各テーマにおける研究の内容

①ネイチャーポジティブ経済

滋賀県が進める生物多様性の保全にかかる取組※1に関連し、生物多様性の保全および自然資本の利用を持続可能にする社会経済を実現するための実証や社会実装に向けた研究を行うこと。また、滋賀県域を含む地域での社会実装の推進にも取り組むこと。

※1 滋賀県が進める生物多様性の保全の取組については、

「生物多様性しが戦略 2024～自然・人・社会の三方よし」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14035.html> を参照すること。

②健康しが

滋賀県が進める健康しがの取組※2に関連し、健康寿命の延伸や現役世代における健康促進につながる具体的な研究テーマを設定し、実証研究や社会実装を行うこと。研究テーマはストレス、睡眠、運動、食、こころの健康等、健康しがに資するものであれば内容は問わないが、健康寿命の延伸や現役世代における健康促進につながる研究であることを申請書で明確に記載すること。

※2 健康しがの取組については、「健康いきいき 21-健康しが推進プラン-の策定について」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/kenkou/337017.html> を参照すること。

なお、①、②の研究開発については、単なる学術的な追究に終始するのではなく、産業分野への応用展開を見据えた以下のような方向性を有する研究であること。

- ・研究開発段階から、その成果がどのように社会に実装され、どのように価値を生み出すのかを具体的に想定すること。
- ・社会のニーズや課題を意識し、それらの解決に貢献できる研究テーマを選定すること。
- ・研究成果の検証により、試作開発や実証化段階における課題を抽出し、以後の研究開発につなげること。
- ・企業との共同研究を積極的に行うなど、産業界のニーズや実用化を意識した研究開発であること。
- ・研究開発は、当該技術シーズを他の分野に応用する可能性を意識し、応用が期待される分野の市場ニーズを把握していること。

### (3) 実施条件

研究の実施にあたっては、次の事項を満たすこと。

#### ①他団体等との連携体制の構築

研究の実施にあたっては、拠点形成の観点、およびオープンイノベーションによる産業化を推進するため、例えば研究会のような他の研究機関、大学、企業、自治体等と連携体制を構築すること。体制の構築にあたっては、各機関と役割分担を行い実効性のある体制とすること。なお、再委託によるものも体制に含むものとする。

#### ②報告書の作成

事業完了後は、本事業の企画内容や実施状況、成果を取りまとめ、報告書として提出すること。

#### ③成果報告会の実施

令和9年3月中旬に滋賀県総合企画部大学連携推進室が開催する成果報告会において成果の報告を行うこと。成果報告会の日程および場所は後日通知する。なお、成果報告会に要する経費は受託者が負担すること。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月1日まで

### 4 委託業務等の留意点

- ①本研究の遂行にあたっては、本県と十分に協議のうえ実施すること。
- ②研究成果については、共有を原則とし、公表については事前に本県との協議を行うこと。
- ③本研究の実施に要した経費を明らかにするため、支出の証拠書類は本業務終了後5年間保管すること。
- ④本業務による研究者等の負傷、疾病、傷害または死亡に対する補償は、当該研究者等が所属する契約当事者が行うものとする。本業務の過程で生じた施設・設備等の損傷または損耗の修補責任は、当該施設・設備等を管理する契約当事者が負うものとする。

### 5 委託業務完了後に提出する書類

- ①完了報告書（1部） （2（3）②に記載のあるもの）
- ②委託料使途明細書（1部）

◇規格は、A4判横書き左とじ。A3判で作成する資料等がある場合には、A4判の大きさに折って綴じ込むこと。

◇完了報告書の電子データ一式を併せて提出すること。

## 6 再委託について

事業の一部を再委託する場合は、受託者は事前に文書により再委託の範囲および再委託先を委託者に提示し、承認を得ることとする。再委託する範囲は受託者（再委託者）が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者（再委託者）の責任において解決するものとする。

## 7 委託業務の実施に伴う経費について

委託業務の実施に伴う経費は、以下のとおりとする。

費用区分	内容
消耗品費	試験薬、文房具等の物品の購入に要する費用。 ただし、備品（取得価格が10万円以上かつ、耐用年数が1年以上の機械装置、什器、ソフトウェア（CD-ROM）等）の購入費用は除く
諸謝金、労務費	事業遂行に必要な専門知識を有する外部有識者への謝礼（諸謝金）、本事業に直接従事する研究院や事務補助員等の人件費
旅費、交通費	代表研究者、研究分担者の国内出張（資料収集、各種調査、研究打ち合わせ）のための経費（交通費、宿泊費、日当）等
借損料・リース代	コンピュータ、自動車、実験機器・器具等、会場賃借料等の外部からの借り入れやリース契約に要する費用
通信運搬費	郵便料金、宅配便等の荷物運送料、および事業専用の電話回線やインターネット利用料などの通信に係る費用
その他費用	上記のほか当該研究を遂行するための経費（印刷費、複写費、実験廃棄物処理費）等

※対象経費とならない経費

- |                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・委託契約の対象期間内までに支払いを終えない経費</li><li>・学会参加費</li><li>・主たる研究開発課題の解決方法そのものを外注または委託する経費</li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 8 知的財産権の帰属について

本業務の過程において、受託者が特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路設置利用権、著作権の対象となるもの、および成果有体物についてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成ならびにノウハウの対象となるものについてはその案出を行ったことにより生じた知的財産権を委託者は受託者から譲り受けないものとする。ただし、受託者が当該知的財産権を放棄した場合はこの限りでない。